

平成 30 年度（2018 年度）第 2 回宝塚市男女共同参画推進審議会 会議概要

1 日 時 平成 30 年（2018 年）11 月 1 日（木） 午後 7 時～8 時 40 分

2 場 所 宝塚市立男女共同参画センター

3 出席者

(1) 出席委員 委員 10 名中 7 名出席

北委員 高田委員 中村彰委員 中村明美委員 長谷委員

開本委員 宮前委員

(2) 事務局

中川市長、近成部長、塩崎室長、山添課長、池澤係長

(3) その他

指定管理者 山田所長

4 全体進行

- ・宝塚市男女共同参画推進条例の改正について（諮問）
- ・市長あいさつ
- ・会議の成立について（委員の過半数が出席）
- ・傍聴者について（傍聴希望者なし）

5 審議事項等

(1) 宝塚市男女共同参画推進条例の改正について

6 主な意見等

宝塚市男女共同参画推進条例の改正について

事務局 <資料に基づいて説明・省略>

委員 まずは、説明に対して質問はあるか。

委員 性的マイノリティの取組の中で、会派代表者会（平成 28 年 5 月）での議員の主な意見で「議会で予算を止めている状況」とあるが、その状況とは何か。

事務局 平成 28 年度予算特別委員会において出された附帯決議での「本事業の執行に当たっては事前に議会への報告を行い、議会との議論を経て決定するように求めるものとする。」のことを指しており、このため議員の方から予算を止めているという発言があった。

委員 具体的には、どのような予算であったのか。

事務局 予定していた講演会、職員研修、リーフレット作成等、約 305 万円の予算のことである。

委員 いくつか確認をしながらすすめていきたい。

それでは、次に、性的マイノリティを条例に入れるにあたって、男女

共同参画推進条例に入れることについて意見を伺う。

この条例では、女性差別がベースになっている。性別についてなので、人権全部ということとは違う。女性差別の問題がベースとなっているが、事務局としてこれでいいのか確認したい。

事務局

本条例は真の男女平等のための格差解消のためであるが、課題はまだまだ解決されていない。事務局としても、この条例はそういった格差解消がメインテーマとなっていることは理解している。

委員

最近では、医学部での女性の入学の問題もあり、まだまだだと思う。性的マイノリティに関して推進するにあたり、何らかの文言を第 7 条に入れた方がよいのか。またはこのまま、特にこの「性別」というところにはそれ（性的マイノリティ）にも大きく関係するところもあるので、そのままが良いか議論しなければいけない。事務局としては、何らかの形で（文言を）入れたほうがよいと考えているが、これについての意見はあるか。

委員

基本的にはよいと思う。文言については議論が必要だと思う。

委員

賛成だが、条例 20 条の相談申出への対応について、性別等では具体的に何を指すのかわからない。性的指向、性自認という言葉に置き換えたほうがよい。

委員

では、そこのところ（条例 20 条）は、文言は別として、変えたほうがよいということですね。

委員

趣旨はよくわかるが、そもそもトランスジェンダーであれ、性自認の問題であれ、その方たちは、男女どちらにということでもよいのか。男女として含まれることに納得されるのか。

委員

委員の意見は、男女の二つではなく、その間にグラデーションがあるのに、それを男女と言ってよいのかということだと思う。そうすると、はじめに申し上げたように、性的マイノリティについて人権か男女共同参画かとなるが、人権ということになり、そうするとどんな人もということになって、多様な人ということになる。

委員

アンケートで、性別を男・女・その他としてしまうのは、失礼なことである。いい言葉がなく、困ることがある。

委員

男女をとってしまうと、人権の分野になる。

委員

男女共同参画という言葉に合わなくなるということか。

委員

男女をとると、男女共同参画ということがどういう事かわからなくなってしまう。この審議会というのは、女性の差別ということから格差解消からきている、ということかということ（事務局に）確認した。

事務局

渋谷の条例だと、男女平等と性的少数者の人権をそれぞれ別につくっている。その場合、男女または性的少数者と並列の書き方にしているわけですが、本市の場合はそれぞれにせずに、男女の中にはこういった（性的マイノリティ）こともあるということであげているので、男女という言葉の中に含むという解釈、つくり方にしている。

委員
事務局 そのあたりが、「等」ということにつながってくるということか。
性的指向という所の案だが、誰にも向かわないことも含むということも書いた。性自認の方は、どう捉えているかと表現することで、どちらにも捉えていない、もしくは途中で変わる人も（この書き方で）表現できると思い、このようにした。もしかすると、これに代わる表現はあるかもしれない。

委員 条例第8条の公衆に表示する情報に関する留意について、もしかすると「など」がいるのではないかと思った。例えば、学校で男の子が女装して笑いをとろうとすることがよくある。それは、トランスジェンダーの人への差別的な感情へも向かうし、同性愛の人達を笑いのネタにする動きにもつながる。例えばコマーシャルなどで使うというようなことがあった場合に、この情報を提示するという時に、第7条の性別による権利侵害の禁止があるのでわざわざ書かなくてもよいかもしれないが、あってもよいと思う。

委員 性的指向、性自認は入れたほうが、これまでの宝塚市の動きと、これからの考え方にあっているという方向でよろしいということでしょうか。

委員 では次に、性別とは何かということですが、事務局から何かあるか。

委員 さっきあったように、男女という中に広く含むということではなかったか。

事務局 男女とジェンダーの性別は、もともとの条例は解剖学上の性別ということとジェンダーということの両方あった。今回入れる性自認も、解剖学上の性別と社会的な性別の両方のところに使っているところはあるが、主には、ジェンダーによる差別の解消であるかと思う。

委員 ここ（条例内）で使っている性別は、性自認も性別であるということか。性別というのは、体のことと、私はどう思っているのかということと、この二つとも性別であるということか。

事務局 そうである。

委員 （条例内の性別は）そのようだとということだか、いかがか。

委員 性別はジェンダーなのか。

委員 生まれた時の性別のことである。戸籍に入っていない人もいることも配慮しなければならないが、戸籍に登録されている性別が、ここでの性別である。ここに性自認も一緒に入れて考える。

事務局 条例制定時は、解剖学的な性別とこころの性別は一致したものとして考えて、またジェンダーの意味も考えられていたかと思う。改めて考えると、区別されずに使われていた部分もあると思われる。

委員 普通に性別と書くと、解剖学的な、生物学的な性別、登録された性別と考える。これが（条例内に書かれている性別）が、社会的性別（ジェンダー）も2つ合わせて書いてあると考えるのか、解剖学的、登録されたような性別のみと考えるとすると、性自認という言葉はある。

事務局 性別は性自認を含めて性別という。

- 委員 まとめて考えるとわかりにくい。男女共同参画というところに無理がある。そもそも宝塚市が性別とか男女を同等にするという条例なので、それを入れてこないと、男女共同参画で、社会的に女性が不利益を受けることについてリカバーするという条例の中で、トランスジェンダー等のことをこの理念に入れることに無理がある気がする。
- 委員 例えば性同一性障がいの人が形態的に女性になった場合に、その人たちが差別されるかと言ったら、差別される。なので、性に関連してくるから（条例は）必要なんだということだ。
- 委員 男性の身体で女性と自認している方が、差別は受けないのではないか。
- 委員 差別は受ける。
- 委員 女性としてサポートする必要はあるのか。
- 委員 いろいろなケースがあるから、広く、そのあたりまでしなければいけない。
- 委員 諮問主旨にある平成 27 年の国の基本計画が出たことを受けて条例改正をするのか。
- 事務局 国が方針に明記する前から、宝塚市では、第 1 次男女共同参画プランから、それ以前から性的マイノリティに取り組んでいる。
- 委員 そこですでに、男女共同参画（基本計画）の中に入れていたということか。
- 事務局 基本理念の中には入れていた。
- 委員 条例のタイトルそのものにも、今は男女と入れているが、女性差別とか、それらの新しい事も含めるふさわしい新しい言葉があればよいが…。
- 委員 私自身の考えは、性を二つに分けて考え、男には男の生き方、女性は女の生き方と強制する、決めつけていくことが、女性差別を生んでいく温床となっていった。その延長線上に、トランスジェンダーの話も女性の話も存在し、差別ということになっていく。言葉の話や、性になんで男女しかないのかという表現の限界はあるが、主旨としてはずれていないと思う。ジェンダーの施策と性的マイノリティの支援施策を連動させないと、かわいそうな人という感情を世間に植え付けかねない。そのため、ここ（この条例）に入れていくのは大切なことだと思う。ただ、入れ方をどうしていくか。
- 事務局 おっしゃる通りだと思う。入れ方について他市を見てみたが、基本的な骨格的に変えないところが多い。最近の条例もそうである。最近つくった条例も、案を考えるにあたって、2013 年の文京区、2015 年の橋本市などの例も見た。2010 年以降から出ていて、条例に性的マイノリティを入れている例は、10 数例しかなく、調査もされていないため全体がつかめないが、新たに定める条例の中に一項を付け加えるというのがだんだん出てきている。その中で、このような定め方が今の段階に一番あっているのではないかということでこのような定め方になっている。
- 事務局 人権という捉え方はおっしゃる通りと思う。性的マイノリティをどこ

に入れるのか難しい。人権の中でも、性別の二元的な考え方はもともとどうなんだろうということを出発点に考えているということもある。それからいえば、男女平等というところからスタートしているところが、一番マイノリティの方の問題と近い部分だろうという考え方をしている。

人権という捉え方は色々あると思う。人権で基本条例を制定するとなるともう少し考え方を手入れしていかないといけないが、今は男女に性的マイノリティも含むと考えたいと思う。社会も変わっていく中で、棲み分けをもっと細かくしていきなさいという話になると思う。ただ、今の段階ではきれいにどこに分けて考えるべきかということが、全国でも迷いながらやっているところである。本市では、全国でも男女共同参画の取組が早かったこともあり、この中に性的マイノリティの人権を入れたいと考えている。

委員 以前からある性別というのには、宝塚市としてはジェンダーに関する性自認の部分も入れるということは多少分かっていたが、今は性自認という言葉を外に出す必要があるだろうということで性自認をここに入れたいということですね。

委員 今の時点ではこれでよい。これからまた、いろんなところでいろんな言葉が出てくる。よりの確な指示、表現できる言葉があるとするならば、将来的にはそういう言葉に置き換える体制ということで、当面として位置づけてはどうか。

委員 性自認に関しても性同一性障がいからこの言葉にかわったのは、病名という所の関係があったので、性自認ということが置かれている部分があった。時代と共に変わるかもしれないが、ジェンダーのことは意識しているということでここに入れたい。性的指向も女性差別の問題と関連するということでここに入れていいか。ご意見をいただきたい。

委員 そもそもこれでやるのがいいのかということはある。

委員 案についてだが、性的指向 or 性自認という横並びであれば「または」はおかしい。「あるいは」ではないか。また関連して、並び方については性別、性自認、性的指向の順ではないか。

事務局 それぞれで起こることを並列のつもりである。性的指向と性自認の順番だが、多くはSOGIをそのまま引用し、訳したものが多いが、性自認からというものもない事はない。おっしゃる通り、考え方からすれば、性自認の方がなじみやすいということもある。

委員 SOGIのことを説明して下さい。

事務局 SOGIは、Sexual Orientation（性的指向）Gender Identity（性自認）の頭文字をとった言葉である。

今回の並列は訳した順番にしている。LGBTは全部を含めないで、最近ではSOGIが使われている。

SOGIは国連での国際人権法についての議論で使用されたのが始ま

りとされている。LGBTやLGBTQやLGBTSが性的マイノリティを指す言葉であるのに対して、性的指向と性自認について指す言葉であるため性的マイノリティだけを指すわけではなくすべて入る。

委員 SOGI だけだったらそれでよいが、ここに性別がついていると、そのあたりの並び方も整理したほうがよいのでは。

事務局 それについては皆さまにご意見をいただきたい。

委員 これは法律用語なので「and」でよいのではないかと。

事務局 法制では並列の場合、「または」ではないかと思うが、まだ市の法制の用語が決まっているので、担当と協議をし、報告させていただきたい。

3つ言葉があった場合は、最初に「、」を入れ、その次に「または」を入れる、これで法制では並列とするという決め事がある。決め事になるように、並列表記ということを経済には伝えてそういう表現にさせて頂きたい。

委員 順番については、また検討して頂きたい。

委員 SOGI があるので、今のとおりでよい。

委員 SOGI の順では、性別がなじまない。性別、性自認の並びがよい。

事務局 性的指向が先にくることが多いが、東京都の例は性自認が先に来ている例がないわけではない。

委員 性別は入っていてよいが、順番だけの問題である。

委員 反対する意見はないと思うが。

委員 (委員がおっしゃっているのは)性別は身体の性別で、性自認は心の性別であり、仲間であるから一緒の方がよいのではということである。

委員 性別と他の2つ(性自認、性的指向)は違うのではないかと。

委員 性別にすべて含まれるという場合もある。

事務局 性自認は性別をどう捉えているかである。性的指向は、どう向かうか、相手がどうかということであり、性別と性自認は近い。

委員 性自認は性別に含むのか。

委員 体は男性で心は男性、体は女性で心は女性という人は多いが、そうでない人もいる。

委員 会長が言うなら反対しない。

委員 順番を替えたならなじむと思う。

委員 宝塚市が見本になるかもしれない。

委員 第7条のタイトル「性別等による権利侵害の禁止」の「性別等」には性的指向も入っているということではないかと。

第20条の「市長は、性別等による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し」の「性別等」と第7条の「性別等」との関係はどうか。

事務局 法制担当に相談する。(性自認や性的指向を)明示するほうがいいかもしれない。タイトルはともかくとして、明示したほうが分かりやすいようであれば再度書いた方がいいかなとも考えている。

- 委員
委員 ダブるような感じはするが、書き込む方が解りやすい。
- 委員 平成 27 年に市の方針発表後に、2,000 人を超える反対意見が寄せられているが、賛成している人は賛成と言わない。意見は出さなくてよいと思っている。しかしながら、2000 人を超える反対意見があったということで、あまり書かなくてもいいのではないかと思っている。内容的に変わらないのであれば、第 7 条に書きつつも第 20 条にはその 3 つを合わせて「性別等」というのでいいのでは。
- 委員 ほとんどが F A X での意見であり、同じ内容であるなら、同じ方が意見を出されているのかもしれない。反対の 2,931 件は、2,931 人とは言えない。もっと少ないはずだ。
- 委員 反対派は動向を見ているだろう。少子化につながる、生産性がないといった議員もいた。一定数はいることは事実と受け止める必要がある。
- 委員 でもきちっと発信していく必要はあるのでは。
- 委員
委員 第 20 条の表現を「性別等」にするか否かは、現実的には、条例がどの表現で成立させられる可能性が高いか、で決めるしかない。
- 委員
事務局 パブリックコメントは行うのか。
- 事務局 パブリックコメントと法制審査会は必要である。
- 事務局 反対意見もあると思う。
- 委員
委員 審議会として側面から意見を出すことが大事である。
- 委員 反対はどこでもある。あるということを示し、屈することはないと思う。
- 委員 第 20 条は、定義を繰り返したほうがよいということになるということではよいか。
- 委員 繰り返したほうがよい。法制の方が、通常のやり方があると言われれば、ご意見は受け入れる。
- 委員 再度入れたほうがよい。大人だけではなく、子どもが見た時もわかりやすくすべきだ。法律上入れないのであれば入れないが、広く市民に、特に小・中学生が見るときにわかりやすくしてほしい。
- 委員
委員 賛成です。
- 委員 反対は少ない方がよい。文言を入れるのに積極的に反対するわけではない。
- 委員
委員 セットで同じようにして、変わったところを入れればよい。
- 委員 性自認の順番を逆にすれば、第 2 条の言葉の定義の順番も合わせたほうがよい。
- 委員
事務局 英語表記はしてよいのか。英語が日本語にかわっているのであれば。
- 事務局 翻訳語ではあるが、ある程度用語として確立しつつあるため、使うことは問題ないと思う。ただ用語の定義は必要と考えるので、入れさせていただいている。
- 委員 第 8 条のところ、などにするか、並列にするかは別として、ここに入れるかどうか。

事務局 条例をつくる場合、できるだけシンプルにしなければならない。3つの併記を最初に出てくる条文に書いて、そうした上で、性別等を使うこともできる。

委員 第8条の「性別による固定的な役割分担」は固有名詞だと思う。

事務局 第8条に基づき、職員のための表現ガイドラインというのがあり、現在、改正しようとしていて、性的マイノリティの方への配慮も盛り込もうと思っている。このガイドラインは、主には性別による固定的な役割分担になっていませんかという表現を考えてもらおうとするもので、今回性的マイノリティの方への配慮も入れる。

委員 「性別等による固定的な役割分担」というのは具体的にはどういうことを指しているのか。

事務局 「性別による固定的な役割分担」の表現は、いわゆるジェンダーを指している。そのため、性別等とすると意味は変わってしまう可能性があるため、別の表現が必要になってくると思われる。仮に盛り込むとすれば「性別による固定的な役割分担」と「性自認、性的指向の～」など改めて言葉を解説する必要があるのではと思う。

委員 第8条の「性別による固定的な役割分担」を「性別等」にするのはやめよう。第7条の「差別的取扱い」の繰り返しになる。

事務局 <日程について説明・省略>

事務局 次回、第3回開催日は、11月14日（水）午後6時30分から、第4回開催日は、1月16日（水）17日（木）18日（金）で、別途、調整する。

閉会